

平成 29 年度 第 1 回かすみがうら市地域公共交通会議

日時 平成 29 年 5 月 2 日 (火)
午後 2 時から
場所 かすみがうら市役所
千代田庁舎 2 階 第 1 会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

報告第 1 号 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定の締結について

承認第 1 号 平成 28 年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について

承認第 2 号 平成 28 年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について

議案第 1 号 平成 29 年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について

議案第 2 号 平成 29 年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について

4 その他

5 閉会

報告第1号 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定の締結について

平成28年度第3回かすみがうら市地域公共交通会議（平成29年2月22日開催）において協議した「平成29年度地域公共交通運行計画」のとおり、継続運行する霞ヶ浦広域バスに関する協定を次のとおり関係市等と締結したので報告するものです。

- 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定書
（報告第1号／別紙のとおり）



霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定書

土浦市、かすみがうら市、行方市、かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバス株式会社（以下「関鉄グリーンバス」という。）とは、霞ヶ浦広域バス運行事業及びその運行に係る補助の実施について、次のとおり協定を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

(運行形態)

- 第1条 かすみがうら市地域公共交通会議は、霞ヶ浦広域バス（以下「広域バス」という。）の運行を関鉄グリーンバスに依頼する。
- 2 関鉄グリーンバスは、前項の依頼について、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け実施するものとする。

(事業計画)

- 第2条 関鉄グリーンバスは、かすみがうら市地域公共交通会議が別に定める霞ヶ浦広域バス運行事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき、広域バスを運行するものとする。
- 2 事業計画の変更を行う場合は、かすみがうら市地域公共交通会議と関鉄グリーンバスが協議のうえ決定するものとし、その準備及び事務手続き等は関鉄グリーンバスが行うものとする。
- 3 関鉄グリーンバスは、やむを得ない理由により、事業計画に定められた運行ができなくなったときは、速やかにかすみがうら市地域公共交通会議にその旨を連絡するものとし、その対応について、かすみがうら市地域公共交通会議と関鉄グリーンバス協議のうえ決定するものとする。

(運賃)

- 第3条 運賃は、事業計画に定める金額とする。

(運行事業費に対する補助等)

- 第4条 土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、第2条第1項に規定する運行に必要な事業費に対し、各市内の運行距離に応じ、関鉄グリーンバスに補助金を交付するものとする。
- 2 前項に規定する補助金の額は、広域バスの運行経費から運行に伴う収入を控除した額とする。ただし、土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議からの当該補助金の合計額は、650万円を限度とし、別に国庫補助金等の収入があるときは、当該収入を控除した額をもって、当該補助金の額とする。
- 3 かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバスは、広域バスの運行に係る国庫補助金等の収入の確保に努めるものとする。
- 4 補助金の交付に係る手続きについては、それぞれの補助金交付規則等の例によるものとする。

(使用車両等)

第5条 事業計画に基づく広域バスの運行に使用する車両は、かすみがうら市の所有する車両を関鉄グリーンバスに貸与するものとする。ただし、別に定めるかすみがうら市市有自動車使用貸借契約書により、使用貸借契約を締結するものとする。

2 関鉄グリーンバスは、前項に規定する車両が法定点検及び故障等により使用できない場合には代替車両を用意し、運行するものとする。

(運行状況の報告)

第6条 関鉄グリーンバスは、毎月の利用者数、運賃収入、その他広域バスの運行状況について、土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に報告するものとする。

2 土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、必要に応じて関鉄グリーンバスに対し広域バスの運行についての報告を求めることができる。

(第三者に対する損害賠償責任)

第7条 関鉄グリーンバスは、事業の遂行によって第三者に損害を与えたときは一切、自己の責任においてこれを解決し、その損害を賠償するものとし、その内容について速やかに書面により土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に報告するものとする。

(協定の解除)

第8条 土浦市、かすみがうら市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 関鉄グリーンバスの責めに帰すべき事由により、この協定の履行の見込みが無いと認められるとき。

(2) 関鉄グリーンバスが、この協定の履行にあたり、不正な行為をしたと認められるとき。

2 関鉄グリーンバスは、前項の規定によりこの協定が解除されたときは、土浦市、かすみがうら市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に対して、その損害の賠償を求めることができない。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

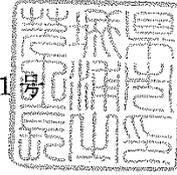
(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、この協定に関し疑義が生じたとき又は広域バスの運行が変更になる場合は、土浦市、かすみがうら市、行方市、かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバスが協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書5通を作成し、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

茨城県土浦市大和町9番1号
土浦市長 中川 清



茨城県行方市麻生1561番地9
行方市長 鈴木 周也



茨城県かすみがうら市上土田461番地
かすみがうら市長 坪井 透



茨城県かすみがうら市上土田461番地
かすみがうら市地域公共交通会議
会長職務代理者 木村 義雄



茨城県石岡市行里川5番18号
関鉄グリーンバス株式会社
代表取締役社長 長津 博樹



承認第1号 平成28年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について

1 会議

- | | | |
|-----|----|--|
| 第1回 | 日時 | 平成28年5月2日(月) |
| | 場所 | かすみがうら市役所 千代田庁舎2階 第1会議室 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none">・霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定の締結について・かすみがうら市地域公共交通再編実施計画策定調査業務に係る委託事業者の選定について・平成27年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について・平成27年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について・平成28年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について・平成28年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について・かすみがうら市地域公共交通再編実施計画策定調査業務について |
| 第2回 | 日時 | 平成28年6月23日(木) |
| | 場所 | かすみがうら市役所 千代田庁舎2階 第1会議室 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none">・かすみがうら市生活交通確保維持改善計画について・かすみがうら市地域公共交通再編実施計画にかかる再編事業計画(案)について |
| 第3回 | 日時 | 平成29年2月22日(水) |
| | 場所 | かすみがうら市役所 千代田庁舎2階 第1会議室 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none">・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について・地域公共交通再編実施計画(案)の進捗状況について・霞ヶ浦広域バス及びデマンド型乗合タクシーの運行状況について・平成29年度デマンド型乗合タクシー運行業務委託事業者について・平成29年度地域公共交通運行計画(案)について・高齢者運転免許証自主返納支援事業について |

2 運行実績

○霞ヶ浦広域バス（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

- ・運行区間 玉造駅～土浦駅西口
- ・運行数 1 日 5 便
- ・運行車両 ノンステップバス（31 人乗り）
- ・運行事業者 関鉄グリーンバス株式会社
- ・利用者数等

のべ利用者数				1 日あたり平均利用者数				運賃収入			
4 月分	2,664	10 月分	2,640	4 月分	88.8	10 月分	85.2	4 月分	876,753	10 月分	831,345
5 月分	2,761	11 月分	2,438	5 月分	89.1	11 月分	81.3	5 月分	886,854	11 月分	709,437
6 月分	2,613	12 月分	2,531	6 月分	87.1	12 月分	81.6	6 月分	800,975	12 月分	812,401
7 月分	2,634	1 月分	2,334	7 月分	85.0	1 月分	75.3	7 月分	802,190	1 月分	784,730
8 月分	2,437	2 月分	2,071	8 月分	78.6	2 月分	74.0	8 月分	837,787	2 月分	683,940
9 月分	2,590	3 月分	2,447	9 月分	86.3	3 月分	78.9	9 月分	799,803	3 月分	832,600
計		30,160 人		計		82.6 人		計		9,658,815 円	

○乗合タクシー（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

・運行日数及び利用者数等

霞ヶ浦地区（運行事業者：有限会社美並タクシー 運行車両：2台）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
稼働日数（日）	20	19	22	20	21	20	20	20	19	19	20	22	242
運賃（円）	86,200	67,000	87,200	76,600	84,000	80,400	84,000	85,600	82,600	75,800	79,800	89,400	978,600
回数券売上収入（円）	78,900	70,300	76,800	83,900	63,500	70,600	79,300	82,000	78,500	75,500	67,800	108,100	935,200
のべ利用者数（人）	358	297	385	336	353	344	372	381	381	343	366	404	4,320
1日あたり平均利用者数（人）	17.9	15.6	17.5	16.8	16.8	17.2	18.6	19.6	19.1	20.1	18.1	18.3	17.9

千代田地区（運行事業者：有限会社千代田タクシー 運行車両：1台）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
稼働日数（日）	20	19	22	20	21	20	20	20	19	19	20	22	242
運賃（円）	78,000	72,800	86,600	73,000	57,400	70,600	64,800	62,600	56,000	56,000	60,600	67,200	805,600
回数券売上収入（円）	50,000	50,000	100,000	50,000	50,000	50,000	100,000	0	100,000	50,000	50,000	50,000	700,000
のべ利用者数（人）	375	355	421	356	273	338	317	305	276	278	297	332	3,923
1日あたり平均利用者数（人）	18.8	18.7	19.1	17.8	13.0	16.9	15.9	15.3	14.5	14.6	14.9	15.1	16.2

承認第2号 平成28年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について

① 収入の部

(単位:円)

款	項	目		決算額	予算額	比較	摘要
1負担金	1負担金	1負担金		27,385,495	29,852,000	△ 2,466,505	H28.5.10 かすみがうら市から交付 H29.4.26かすみがうら市へ返納(△2,466,505)
2国庫補助金	1国庫補助金	1国庫補助金		0	0	0	
3繰越金	1繰越金	1繰越金		0	0	0	
4諸収入	1使用料	1使用料		1,588,600	1,982,000	△ 393,400	乗合タクシー回数券売上
	2預金利子	1預金利子		314	4,000	△ 3,686	
	3雑入	1雑入		1,431	0	1,431	スクールパス販売手数料
計				28,975,840	31,838,000	△ 2,862,160	

② 支出の部

(単位:円)

款	項	目	節	決算額	予算額	比較	摘要
1総務費	1総務管理費	1会議費	報償費	190,000	368,000	△ 178,000	委員謝金
			食糧費	6,765	8,000	△ 1,235	飲料(交通会議)
		2事務費	消耗品費	5,917	150,000	△ 144,083	カード立て、製本ラベル等
			通信運搬費	6,150	10,000	△ 3,850	会議通知等
			手数料	41,580	50,000	△ 8,420	振込手数料等
2事業費	1事業費	1事業費	人件費	2,478,846	2,950,000	△ 471,154	オペレーター賃金等
			印刷製本費	381,564	500,000	△ 118,436	タクシー券印刷代・公共交通利用ガイド
			役員費	120,771	121,000	△ 229	オペレーター電話料 ※予備費から1,000円充用
			旅費	19,868	50,000	△ 30,132	関東運輸局2名分×2回 ※予備費から50,000円充用
			委託料	24,548,379	26,306,000	△ 1,757,621	乗合タクシー運行事業委託・デマンドシステム管理業務委託・地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託
			負担金、補助金及び交付金	1,176,000	1,176,000	0	霞ヶ浦広域バス運行事業費補助金
3予備費	1予備費	1予備費	予備費	0	149,000	△ 149,000	51,000円充用
計				28,975,840	31,838,000	△ 2,862,160	

収入合計 28,975,840 円
 支出合計 28,975,840 円
 差引残額 0 円

監査報告書

平成28年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算について、関係帳簿並びに証拠書類に基づき、平成29年4月26日会計監査を実施したところ、決算書のとおり相違なく適正に処理されていることを認める。

平成29年5月2日

かすみがうら市地域公共交通会議

監査員

茨城県ハイヤー・タクシー協会専務理事

鬼沢秀通 

監査員

かすみがうら市区長会長

額田源衛 

議案第 1 号 平成 29 年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画（案）について

月	実施事業
4 月	*平成 28 度決算監査
5 月	≪第 1 回交通会議≫ ・平成 28 度事業報告・決算 ・平成 29 度事業計画・予算
6 月	≪第 2 回交通会議≫ ・生活交通確保維持改善計画 [平成 30 年度 (H29. 10-H30. 9) 広域バス運行計画] ・地域公共交通再編実施計画の検討①
10 月	≪第 3 回交通会議≫ ・地域公共交通再編実施計画の検討②
2 月	≪第 4 回交通会議≫ ・平成 29 年度 (H28. 10-H29. 9) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 ・平成 30 年度 (H30. 4-H31. 3) 地域公共交通運行計画（案） ・地域公共交通再編実施計画の検討③ *高齢者運転免許証自主返納支援事業 *再編事業に向けた公共交通利用促進業務（チラシ作成等） *公共交通ホームページ更新

議案第2号 平成29年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算（案）について

① 収入の部

(単位:円)

款	項	目		本年度予算	前年度予算	比較	摘要
1負担金	1負担金	1負担金		26,945,000	29,852,000	△ 2,907,000	市からの負担金
2国庫補助金	1国庫補助金	1国庫補助金		0	0	0	
3繰越金	1繰越金	1繰越金		0	0	0	
4諸収入	1使用料	1使用料		1,588,000	1,982,000	△ 394,000	乗合タクシー回数券売上
	2預金利子	1預金利子		4,000	4,000	0	
	3雑入	1雑入		0	0	0	
計				28,537,000	31,838,000	△ 3,301,000	

② 支出の部

(単位:円)

款	項	目	節	本年度予算	前年度予算	比較	摘要
1総務費	1総務管理費	1会議費	報償費	356,000	368,000	△ 12,000	委員謝金
			食糧費	8,000	8,000	0	飲料(交通会議)
		2事務費	消耗品費	100,000	150,000	△ 50,000	
			通信運搬費	15,000	10,000	5,000	会議通知等
			手数料	26,000	50,000	△ 24,000	振込手数料、回数券払い戻し
2事業費	1事業費	1事業費	人件費	2,635,000	2,950,000	△ 315,000	オペレーター賃金
			旅費	24,000	0	24,000	
			印刷製本費	700,000	500,000	200,000	スクールパスPRチラシ・公共交通利用ガイド等
			役務費	145,000	120,000	25,000	オペレーター電話料
			委託料	21,208,000	26,306,000	△ 5,098,000	乗合タクシー運行事業委託・オンデマンドシステム管理業務委託・公共交通ホームページ更新委託
			負担金、補助金及び交付金	3,120,000	1,176,000	1,944,000	霞ヶ浦広域バス運行事業費補助金・高齢者運転免許自主返納支援事業費
3予備費	1予備費	1予備費	予備費	200,000	200,000	0	
計				28,537,000	31,838,000	△ 3,301,000	

※歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 かすみがうら市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に関することを行うため設置する。

(事務所の位置)

第2条 交通会議の事務所は、茨城県かすみがうら市上土田 461 番地かすみがうら市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1)本市の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2)地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (3)市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4)地域公共交通網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5)地域公共交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6)地域公共交通網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (7)交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めること。

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は、任命する。

- (1)市長又はその指名する者
- (2)国及び県の関係行政機関
- (3)一般旅客自動車運送事業者
- (4)一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6)市議会議長
- (7)市民又は公共交通の利用者の代表者
- (8)学識経験者
- (9)その他の交通会議が必要と認める者

2 交通会議に次の役員をおく

- (1)会長 1人
- (2)監査員 2人

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査員)

第6条 監査員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。

2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

3 監査員は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議の会長は市長又はその指名する者とする。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、予め会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は会長が招集し、会長が議長となる。

5 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 交通会議は公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第8条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営にあたって必要な事項を処理するため、幹事会をおくことができる。

2 幹事会は、第4条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、かすみがうら市市長公室政策経営課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月 9日から施行する。

この要綱は、平成21年 5月15日から施行する。

この要綱は、平成21年 7月15日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

かすみがうら市地域公共交通会議構成員

該当	No.	団体名	役職名	氏名
第1号	1	かすみがうら市	市長	坪井 透
第2号	2	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	富澤 雄一
	3	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	勝家 省司
	4	茨城県企画部交通政策課	課長	塙 伸一
	5	茨城県土浦土木事務所	道路整備第二課長	綿引 裕治
	6	茨城県土浦警察署	交通課長	菊池 和行
	第3号	7	関鉄グリーンバス(株)	代表取締役
8		関鉄観光バス(株)	営業統括部長	渡邊 敏克
9		(有)千代田タクシー	代表取締役	染谷 雄一郎
10		(有)美並タクシー	代表取締役	臼井 忠
11		霞ヶ浦交通(株)	代表取締役	島田 豊
12		(有)まゆ観光	代表取締役	大橋 孝一
13		(有)神立観光	代表取締役	斉藤 日出夫
14		(有)鶴観光バス	代表取締役	鶴町 乙比古
第4号	15	(一社)茨城県バス協会	専務理事	澤島 政志
	16	(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	鬼澤 秀通
第5号	17	関東鉄道(株)労働組合	書記長	中村 正之
第6号	18	かすみがうら市議会	議長	中根 光男
第7号	19	かすみがうら市区長会	会長	額田 源衛
	20	かすみがうら市老人クラブ連合会	会長	藤井 藤吉
	21	かすみがうら市PTA連絡協議会	会長	木村 和弘
	22	かすみがうら市商工会	会長	真藤 実男
	23	地域女性団体連絡会	会長	小野 記代
第8号	24	筑波大学大学院システム情報工学研究科	准教授	谷口 綾子
第9号	25	土浦市	都市産業部長	船沢 一郎
	26	行方市	市長公室長	大久保 雅司
	27	かすみがうら市	市長公室長	木村 義雄
	28	かすみがうら市	総務部長	小松塚 隆雄
	29	かすみがうら市	保健福祉部長	寺田 茂孝
	30	かすみがうら市	土木部長	渡辺 泰二
	31	かすみがうら市	教育部長	飯田 泰寛